

3・4号機 窒素補給用配管取り替えに係わる工事計画の届出について

平成 19 年 4 月 6 日

原子力安全・保安院の指示「発電設備に係る点検について」に基づき、必要な手続きの不備等の問題がないかを確認していたところ、3・4号機の窒素補給用配管(※1)の2箇所、電気事業法上必要な工事計画(※2)の手続きを行わずに、工事計画書に記載されている配管材料と異なる材料(※3)に取り替え、使用前検査を受検せずに設備を使用していたことを確認しました。

法令違反である取り替えた配管については系統から隔離し、使用しないこととしました。今後、速やかに工事計画書の届出手続きを行った上で、本年4月末までに取り替え前の配管材料と同じものに取り替えます。
(平成19年2月28日お知らせ済み)

本使用停止中に、当該系統の屋外配管の外表面に確認された複数の腐食箇所において、技術基準で規定される必要最小厚さ(3.0 mm)を満たしていなかった6箇所と、技術基準の必要最小厚さは満足するが、その余裕が少ない6箇所(3.5 mm未満)について、配管の取り替えを実施します。

(平成19年3月30日お知らせ済み)

本日(4月6日)、経済産業大臣に、窒素補給用配管取り替えに係わる工事計画について、届出を行いましたのでお知らせします。

- ※1 窒素補給用配管は、原子炉格納容器内(運転中は窒素ガスで置換)に設置されている主蒸気隔離弁や主蒸気逃がし安全弁の作動用窒素ガスを補給する配管です。
- ※2 発電所設備の設置工事等を行う場合には、電気事業法に基づき工事の内容に応じ、工事の計画について経済産業大臣の認可を受けるか又は経済産業大臣に届出を行うことが定められています。
- ※3 工事計画書には配管材料を記載します。取り替え前の工事計画書に記載されていた配管材料はSTPL39(低温配管用)です。昨年の工事で、3号機はSTPG370(圧力配管用)に、4号機はSTPT370(高温配管用)にそれぞれ取り替えました。これらの配管はいずれも炭素鋼管です。

以上